資料3

住所・住民概念について

年 肝 転 が に り に と

	を本ぐ	<i>∕</i> 1-7	# 6 U # fo	長 市 住 権 口 辞	―正ご 」 5
住民基本台帳法	各人の生活の本拠 (住基法第4条)	¥すべきではなく、それぞれの法 している。	ヶ所 考え方) 複数の住所を認めると、国内に複数の同一人が存在し、各種行 牧サービスの重複や、戸籍の複数登録などにつながり、正確な 輪報把握が困難	め、区域を明確化)	居所、現在地は住所としない (考え方) 生活の本拠であるもののみ住所とすることで、市町村との権利 義務関係、地縁に基づく関係が発生し、市町村としても住民とし て扱うべき責務が発生するものについて、一定の関係を有する者 に限定せざるを得ない
地方自治法	各人の生活の本拠 (地方自治法逐条解説)	、すべての法律を通じて同一に解 さって解釈することが可能、とされ	1ヶ所 (考え方) 複数の住所を認めると、国内に複数の同一人が存在し、各種行政サービスの重複や、戸籍の複数登録などにつながり、正確な情報把握が困難	「住所」を限定して規定 例)「市町村の区域内に住所」 (1つに限定すべきものであるため、区域を明確化)	居所、現在地は住所としない (考え方) 生活の本拠であるもののみ住所とすることで、市町村との権系 義務関係、地縁に基づく関係が発生し、市町村としても住民とし て扱うべき責務が発生するものについて、一定の関係を有する に限定せざるを得ない
民法	各人の生活の本拠 (民法第22条)	※ただし、民法上の住所の観念は、すべての法律を通じて同一に解すべきではなく、それぞれの法律(地方自治法等)の制度趣旨に従って解釈することが可能、とされている。	制度に応じて複数可能(有力説)・今日の複雑な私法関係においては、一人が種々の私法生活関係について数個の異なる中心点を持つこともありる・各法律の制度趣旨に従ってその意義を定めるべき	「住所」を限定せずに規定 (住所は複数可能、義務等の履 行地として確定すべきもの)	居所(人が多少の間継続して居住しているが、その場所とその人の生活との結びつきが「住所」ほど密接でない場所)、仮住所についても住所とみなす(民法第23,24条)(考え方) 債務の履行地や、民事訴訟の管轄などの対象となるため、民法上の法的安定性を早くに確立
	住所の定義		住所の数	規定の仕方	居所等との関係

外国人台帳法案(イメージ)

各人の本邦における生活の 本拠 (住所概念は現行法体系で確立されている) 市町村において外国人住民 の正確な情報把握を行うと共 に、住基同様の考え方から、 本邦においては1ヶ所に限定 する必要 母国にも生活の本拠を有する 可能性があるため、外国人の 住民と日本国内の市町村との 権利義務を決定づけるため、 「本邦における住所」などの明 確化が必要か

同左の理由により、住所は 「本邦の生活の本拠」に限定 し、居所、現在地は住所としな いことが適当ではないか

年 田 概 が に り に に

1. 住民の定義

地方自治法 0

市町村の区域内に住所を有する者は当該市町村の住民

(自治法第10条) ・市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。 ・(住民は) 国籍の如何を問わない。(地方自治法逐条解説(第10条の部分))

住民基本台帳法 0

日本国籍を有しないものについては、住民基本台帳法の対象 市町村の区域内に住所を有する者のうち、 から除く

(参考)

(住基法第39条) 日本の国籍を有しない者…(中略)…については、適用しない。

2. 住民概念

- 地方自治法上の住民については、日本人に限定されず、外国人についても含まれる概念とされている。 住民基本台帳法上の住民概念は、地方自治法上の住民概念のうち、日本人の部分のみを活用している。
- 外国人台帳制度の対象となる者は日本国籍以外の者であるが、住民基本台帳の住民に相当する者として、地 方自治法上の住民概念に包含される。



外国人台帳制度の整備にあたり、当該台帳制度の対象となる外国人については、地方自 治法上の「住民」の概念に含まれていることが明確になるのではないか。 外国人台帳制度においては、90日を超えて適法に在留する外国人を対象とすることを想定している。 ×

住民概念について(3)

住民を規定する主な法律

つ 外国人を含むことを前提

法律名	該当条文	考え方
地方分権改革推進法	…住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだ ねる…(第5条)	国籍を問わず、住民に身近な行政についてできる限り地方公共団体に権限を 移譲
郵便局株式会社法	…郵便窓口業務及び郵便局を活用して行う地域住民の 利便の増進に資する業務を営むことを目的とする…(第1 条)	郵便局株式会社は、住民の利便の増進に資するよう、国籍を問わず、住民に 郵便サービスを提供
活動火山対策特別措置法	…地域における住民等の生命及び身体の安全…(中略) …を図る…(第1条)	…地域における住民等の生命及び身体の安全…(中略) 火山現象により著しい被害を受けている地域等について、国籍を問わず、住民 …を図る…(第1条)
中小企業基本法	…顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための施設の整備…(第18条)	国は、商店街等の活性化を図るため、国籍を問わず、住民の利便の増進を図るための施設の整備等必要な施策を講ずる
スポーツ振興法	…ひろく住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会…(中略)…を実施するように努め…(第7条)	地方公共団体は、国籍を問わず、住民が自主的・積極的に参加できるような 運動会等の実施に努め、またそのような行事を奨励しなければならない

(ほか228の法律が該当)

) 外国人を含まないことを前提

考え方 ・住民基本台帳法は、法律の対象となる日本国籍を持つ住民に関する情報を 正確かつ統一的に把握する制度を定め、これにより当該住民の利便の増進等 を図ることを目的とする	・住民基本台帳法は、日本国籍を有しない者等については適用除外
	・この活律は、日本の国籍を有しない者…(中略)…については、適用しない。(第39条)
法律名 住民基本台帳法	3

(ほか2の法律が該当)